

宿泊事業者感染症対策支援補助金

Q & A

※ 補助金には各種の手続や制限があります ※

- 本事業は、県内の宿泊事業者が行う新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費の一部を補助することにより、魅力ある観光地づくりを推進することを目的として、措置されたものです。
- 税金を財源とする補助金の執行に当たっては、必要な事務手続や各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いします。

(例)

- ・ 補助事業計画や交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。
 - ・ 事業完了後は、経理書類等を整理いただいた上で、検査を実施します。
 - ・ 本事業で購入した設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります（処分とは、補助金で取得した施設や設備等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄することをいいます。）。
- この資料は、8月27日時点において、ご質問が多いと思われる内容や制度の趣旨をお答えしております。今後、記載内容等が変更となる場合がありますので、御留意ください。

栃木県宿泊事業者感染症対策支援補助金事務局

栃木県産業労働観光部観光交流課

1 宿泊事業者感染症対策支援補助金の内容（申請手続関係）

（問 1-1） どういう補助金ですか。

- （答） ○ 県内の宿泊事業者が行う新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を補助することにより、魅力ある観光地づくりの推進を図ることを目的とするものです。
- この補助金の交付を受けるためには、感染拡大防止に向けての具体的な取組について「補助事業計画」を策定し、補助金の交付申請を行っていただきます。
- ※ 「補助事業計画」との関係が認められない費用については、補助金の交付申請はできません。

（問 1-2） 感染症対策とは何ですか。

- （答） ○ 業種別ガイドライン（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（2020年5月14日全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会ほか）」等）などを踏まえた対策を指します。

（問 1-3） 「補助事業計画」にはどのような内容を記載すればよいですか。

- （答） ○ 新型コロナウイルス感染症対策としての取組内容や、取組を実施することにより自社の宿泊事業へどのような事業効果が得られるのか等を御記載いただくこととなります。

（問 1-4） 交付決定前に既に開始した事業は、補助対象となりますか。

- （答） ○ 令和2年5月14日以降に発生（見積り・発注）した経費に係る事業である場合に補助対象となります。
- ただし、領収書などの書類、写真、チラシやホームページ等により、経費及び事業実施の確認が可能であり、事業内容が適正であると認められる場合に限りま。

（問 1-5） 「とちまる安心認証制度」の認証取得はどのような場合に必要ですか。

- （答） ○ とちまる安心認証制度の対象施設（飲食店）において、補助事業を実施する場合には取得をお願いします。

（問 1-6） 「とちまる安心認証制度」の認証基準を満たすための感染症対策の取組は、全て補助対象となりますか。また、「補助事業計画」に基づき事業を実施すれば、認証を受けられますか。

(答) ○ 補助対象となる経費は、公募要領等に定める経費となります。

本補助金の交付決定は、とちまる安心認証制度の認証基準を満たすことを保証するものではありませんので、認証制度の対象となる飲食店においては、今回申請する事業内容が認証基準を満たすか等を御確認の上、申請を行ってください。

なお、とちまる安心認証制度については、とちまる安心認証事務局（028-341-9715）あてお問合せください。

(問 1-7) 申請の時点で事業を開始していませんが、補助対象となりますか。

(答) ○ 令和4年1月17日までに宿泊事業を開始した場合に補助対象となります。

なお、その場合は、写真、チラシ、ホームページ等により宿泊事業を開始したことを証明していただく必要があります。

(問 1-8) 遡及適用分と新規分の違いは何ですか。

(答) ○ 遡及適用分は、R2. 5. 14～R3. 3. 31 の期間内に発生（見積り、発生、購入など）した事業が該当します。発生日が上記期間内であれば、終了日が R3. 4. 1～R4. 1. 17 の期間内であっても、遡及適用分となります。

○ 新規分は、R3. 4. 1～R4. 1. 17 の期間内に事業に発生、終了した事業が該当します。

○ 複数の事業内容を組み合わせて申請することも可能ですが、補助率適用の基準日は事業内容ごとに発生日（見積、発注）で判断します。

○ 申請限度は、遡及適用分で1回、新規分で1回が限度となりますので、ご注意ください。遡及適用分の事業と新規分の事業をまとめて申請される場合は各1回申請があったものとなりますのでご注意ください。

(問 1-9) 申請手続には、「通常手続」と「一括手続」がありますが、違いは何ですか。

(答) ○ 通常手続は、補助対象設備等をこれから購入等する場合や、完了済のものとして今後実施予定のものが混在している場合が該当します。

申請区分では、新規分の申請のうち、今後実施予定の事業を含むものが該当します。

なお、1件の申請の中に複数の事業を含む場合、補助率適用の基準日は事業内容ごとに発生日（見積、発注）で判断します。手続きと直接の関係はありません。

○ 一括手続は、令和2年5月14日以降に発生（見積・発注）した経費で全て支払済のものについて申請する場合が該当します。

遡及適用分の申請、新規分のうち全ての事業が完了済で他に申請予定のない場合が該当します。

(問 1-10) 補助金が支払われるまでにはどのような手続が必要ですか。

(答) ○ 補助金が支払われるまでの手続は次の手順となります。

- ①「補助事業計画」の作成 (事業者)
- ②補助事業計画申請、補助金交付申請 (事業者 → 事務局 → 県)
- ③採択通知、交付決定通知 (県 → 事業者)
- ④補助事業の実施 (事業者)
- ⑤補助事業の完了(支払含む) (事業者)
- ⑥実績報告書の提出 (事業者 → 事務局 → 県)
- ⑦完了検査 (事務局 → 事業者)
- ⑧補助金の額の確定通知 (県 → 事業者)
- ⑨補助金請求書の郵送 (事業者 → 事務局 → 県)
- ⑩補助金の支払 (県 → 事業者)

○ 上記のとおり、支払を含む事業完了後に、実績に応じて補助金が支払われます。補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

(問 1-11) 経費の支払方法について、現金での支払いも補助対象となりますか。

(答) ○ 経費の支払方法は、口座振込が原則となります。

また、小切手、手形、相殺は原則として補助対象となりません。10万円超(税抜)の現金支払も原則として補助対象となりません。

2 補助対象事業者

(問 2-1) 補助対象事業者の要件を教えてください。

(答) ○ 栃木県内に所在する宿泊事業者(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。)が対象となります。

「栃木県内に所在する」とは・・・?

補助対象設備等を設置する宿泊施設(不特定多数の来客がある施設)が、栃木県内にあることを意味します。

(例1) 会社の場合

- 【登記簿上の所在地】県内、【施設の所在地】県外 → 対象外
- 【登記簿上の所在地】県外、【施設の所在地】県内 → 対象
- 【本社の所在地】県外、【施設の所在地】県内 → 対象

(例2) 個人事業者の場合

- 【住民票の住所地】県内、【施設の所在地】県外 → 対象外

【住民票の住所地】県外、【施設の所在地】県内 → 対象

(問 2-2) 個人事業主は補助対象事業者となりますか。

(答) ○ 「宿泊事業者」の要件を満たせば、補助対象となります。

(問 2-3) 「大企業」及び「みなし大企業」(以下「大企業等」という。)は補助対象者となりますか。

(答) ○ 「宿泊事業者」の要件を満たせば、補助対象となります。(規模による制約はありません)

(問 2-4) 事業の実施場所について、地域や市町などの限定はありますか。

(答) ○ 栃木県内にある施設であれば、地域や市町での限定はありません。

(問 2-5) 補助対象者になることができない場合の要件は何ですか。

(答) ○ 次の方は補助対象者となりませんので、ご注意ください。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・県税を未納の者
- ・賭博、特定の風俗営業事業者

【参考】補助対象事業者とならない「特定の風俗営業事業者」の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合

○風俗営業(第1項)

(例) パチンコ、麻雀 等

※ただし、第1号の一部(料理店)及び第5号(ゲームセンター)は補助対象

○性風俗関連特殊営業(第5項)

(例) ラブホテル、アダルトショップ 等

(問 2-6) 以下の補助金の交付決定を受けた事業者でも今回の補助金の申請をすることができますか。

- ①栃木県地域企業再起支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策支援補助金)
- ②栃木県地域企業感染症対策支援補助金(第1、2回)

(答) ○ 今回の補助金は、上記の補助金の交付決定を受けている事業者も申請することができます。

ただし、国・県及び市町等の公的機関が助成する他の制度と重複する事業

(経費)は、補助対象となりません(国の持続化給付金、県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等の営業全般に対する継続支援は除きます)。

(問 2-7) 市町の施設を維持管理する指定管理者は、今回の補助金を利用することができますか。

(答) ○ 市町から施設の維持管理に係る費用の支払を受けている指定管理者は対象となりません。

3 補助対象経費

(問 3-1) 補助対象経費の内容はどのようなものですか。

(答) ○ 新型コロナウイルス感染症対策のために要する経費で、補助事業計画に記載された事業を行うために必要不可欠な下記①～⑧の経費が補助対象となります。

事業区分	事業内容	補助率		補助金額
		遡及適用分 (R2.5.14～)	新規分 (R3.4.1～)	
1 施設改装	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数が出入りする客室等の個室化に必要な改装(隔壁等の設置工事を含む) 不特定多数が出入りする場での接触機会の低減を目的としたレイアウト変更(来客者の導線改善及び座席の間隔を確保する工事等) 不特定多数が出入りするテラス席の設置に必要な工事(床・建具工事等) ※不動産の取得となる工事を除く。	①	⑤	30～300万円
2 設備導入	不特定多数が出入りする場での空気調和設備・換気設備の設置 ※単なる老朽化等によるものを除く。	②	2/3 以内	30～200万円
3 備品購入	サーマルカメラ、パーテーション、セルフチェックインシステム導入等	③		⑦
4 消耗品購入	マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、消毒液購入等	④	⑧	5～100万円

(注) 3 備品購入の対象は以下の経費となります。

備品経費区分	備品事業区分	補助金額(万円)
1 機械装置等費	・不特定多数が出入りする場所への自動検温サーマルカメラ、パーテーション、二酸化炭素濃度測定器及び空気清浄機の設置	10～100
	・キャッシュレス決済、セルフレジ、自動精算機の導入	10～100

	・セルフオーダーシステム、セルフチェックインシステムの導入	10～100
	・券売機、整理券発行機の導入	10～100
2 車両購入費	・デリバリー、移動販売に必要な専用車両導入 ※令和2年5月14日時点で新たにデリバリー又は移動販売に取り組む場合に限る。 ※汎用性がある車両は対象外	10～50
3 外注費	・ECサイトの構築 ※令和2年5月14日時点でECサイトを有していない事業者が、新たにECサイトを開設する場合に限る。 ※サーバー、PC等ハードの導入に係る費用は対象外	10～100

※内容によっては、補助対象外となる場合もありますので、公募要領等を十分に確認の上、申請をお願いいたします。

(問 3-2) 補助金額に上限や下限はありますか。

- (答) ○ 1 事業者当たりの補助金額の上限は500万円となります。
各事業区分の補助金額は、上記の表のとおりです。
○ 上限を超える額や下限よりも小さい額は補助の対象とはなりません。

(問 3-3) 補助率はどうなりますか。

- (答) ○ 補助対象となる経費の2/3以内又は1/2以内です。
補助率は、事業内容ごとに、発生日（見積、発注など）を基準に適用されます。令和2年5月14日から令和3年3月31日までの間に着手や購入等を行った工事・設備・備品は、工事完了日や納品日等が令和3年4月1日以降であったとしても、補助率は1/2です。
また、複数の事業内容を申請された場合でそれぞれの発生日が異なる場合は、事業内容ごとに補助率を判断します。

(問 3-4) 消費税及び地方消費税の取扱いはどうなりますか。

- (答) ○ 消費税分及び地方消費税は、補助対象とはなりません。補助事業計画及び補助金の交付申請においては、消費税等を含まない金額で申請をお願いします。
また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

(問 3-5) 「不特定多数が出入りする」とはどのような場所ですか。

(答) ○ 原則として、宿泊施設において主に不特定多数の者が出入りできる場所となります。一方で、主に、取引先、他社の営業者、自社の従業員及び関係者等の特定できる者が出入りする場所は補助対象外となります。

(問 3-6) 公的機関の他の補助と併用できますか。

(答) ○ 国、県及び市町等の公的機関が助成する他の制度と重複する事業は、補助対象となりません（国の持続化給付金、県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等の営業全般の継続支援は除きます。）。

★①施設改装・設備導入共通★

(問 3-7) 来客スペースを広げるため、新しく施設を建てる（不動産を取得する）費用は補助対象となりますか。

(答) ○ 新しく施設を建てたり、既存の施設を増築・増床するなど、「不動産の取得」に当たる工事等は対象となりません。
また、感染症対策のため、既存の施設の改装等に要する経費が対象となりますので、施設スペース拡充のために、プレハブ等を購入する経費も対象となりません。

(問 3-8) 新たな事業を始めるための個室化やレイアウト変更等は補助対象となりますか。

(答) ○ 客室の個室化、接触機会の低減のための導線変更等、主に不特定多数が出入りする施設等において、感染症対策を目的とした改装等が対象となります。
なお、業態の転換や、老朽化対策を目的とした改装・設備の更新に係る費用は対象となりません。

(問 3-9) レイアウトの変更と、老朽化した設備の更新、椅子の購入を同じ業者にお願いするので、全ての工事等が含まれた見積書でも問題ありませんか。

(答) ○ 原則、補助対象の工事と、補助対象にならない工事の見積書は分けて取得してください。今回のケースでは、老朽化した設備の更新、備品である椅子の購入は補助対象になりません。
特に、既に実施済みの工事など、やむを得ない事情により補助対象と補助対象外の工事が含まれる見積書の場合は、補助対象経費が明確に分かるようにしてください。

(問 3-10) 工事内容が図面等で分かれば、見積書の内容は「工事一式」となっている問題ありませんか。

(答) ○ 経費内訳(工事内容、単価、諸経費等)が明確でない見積書は根拠資料として採用できませんので、内訳を記載するよう施工業者に依頼してください。

(問 3-11) 換気設備等の設置場所は、全て見積書に記載する必要がありますか。

(答) ○ 見積書への記載は必須ではありませんが、別途提出いただく図面には、全ての工事箇所・設備の設置場所を明記する必要がありますので、申請の際には、見積書と図面で内容確認ができるよう、把握しておいていただくようお願いいたします。

(問 3-12) 申請に添付する図面は、間取りが分かればフリーハンドでも構いませんか。

(答) ○ 申請に添付する図面は、原則、施工業者等に作成(寸法、面積等が付記されたもの)を依頼してください。

また、レイアウト変更を行う場合は、補助事業計画書提出の際に、「レイアウト変更の理由書」作成してください。

★②施設改装工事★

(問 3-13) 施設内を個室化したり、レイアウトを変更するために、床置きのパテーション等を購入して設置する経費は補助対象となりますか。

(答) ○ パテーション、机、椅子、棚等、汎用性があり移動可能な設備は対象となりません。例外として、壁や床と一体となっており、施設の一部とみなされるものであれば対象となる場合があります。パテーションの購入については、備品購入に該当する場合があります。

(問 3-14) 客席の個室化に当たり、各個室に窓を設ける経費は補助対象となりますか。

(答) ○ 個室内の換気を行うために必要な窓を設置する経費は補助対象となります。

(問 3-15) 壁紙の張り替えに要する経費は補助対象となりますか。

(答) ○ 単なる壁紙の張り替えは補助対象となりません。個室化や隔壁の設置等、改装に伴い必要となる張り替えは補助対象となります。

(問 3-16) レイアウトの変更をするため、業者に依頼して棚を移動する経費は補助対象となりますか。

(答) ○ 工事を伴わず、単なる設備の移動のみを行う事業は補助対象となりません。

(問 3-17) 接触機会の低減のためのレイアウト変更に伴い、出入口や手洗いを改装する場合、自動ドアや手洗いを自動化する工事は補助対象となりますか。

(答) ○ 接触機会の低減のためのレイアウト変更に伴う、店舗付帯設備の自動化（自動ドア、自動水栓、自動開閉・自動洗浄機能付きトイレ）工事については、感染症対策を目的とした工事として対象となります。この際、給排水管工事や、既存設備の撤去など、自動化工事に必須の経費も補助対象とすることができます。

なお、自動ドアや手洗い等の自動化工事のみを行う事業は対象となりません。

(問 3-18) テラス席の設置に当たり、補助対象とできる設備は何ですか。

(答) ○ ①テラス席に係る区域の工事（ウッドデッキ、タイルデッキ、インターロッキング等の設置、テラス席の区域を区切るための柵等の設置）
②テラス席への移動経路を整備する工事（建具、通路、手すり、柵等の設置）
③オーニングの設置
が対象となります。

(問 3-19) テラス席を設置する位置に制限はありますか。

(答) ○ 位置については、店舗等に隣接したものである必要があります。移動・連絡通路以外のテラス席に係る区域が店舗の建物に隣接する形式としてください。

(問 3-20) テラス席の設置に当たり、レンガなどの材料を購入して、地面の整備を自社で行いましたが、この際材料費は補助対象となりますか。

(答) ○ テラス席の設置に必要な分の材料費に限り補助対象となります。なお、自社で行う改装等の場合、人件費は対象となりません。

(問 3-21) テラス席設置のため、新たに購入する机や椅子は補助対象となりますか。

(答) ○ 机、椅子、パラソル等の設備・備品は対象となりません。

(問 3-22) 施設内からテラス席へ出るため、施設に出入り口を設ける経費は対象となりますか。

(答) ○ テラス席と隣接する壁にドア等の出入り口を設ける経費は対象となります。

(問 3-23) テラス席の設置に合わせて、可動式のガラスの囲いとオーニング（雨よけ）を付けて、サンルームのようにする工事は補助対象となりますか。

(答) ○ テラスに必要なオーニングの設置工事は補助対象となりますが、ガラス、引き戸等の囲いの設置等や、不動産の取得に該当する工事は補助対象となりません。

★③設備導入（空気調和設備、換気設備の設置）★

(問 3-24) 換気機能付きのエアコンでなくても、補助対象となりますか。

(答) ○ 空気調和設備・換気設備の設置を行う事業の場合、補助事業計画に当該設備の設置が感染症対策に繋がる理由を記載していただき、理由が認められたものが補助対象となりますので、換気機能等の有無のみで判断は行いません。
例) 窓開け換気に合わせて、室温管理のため十分な能力の空調を設置する

(問 3-25) 客室等を個室化し、各個室に換気設備を設置する経費は補助対象となりますか。

(答) ○ 感染症対策のために設置する換気設備であれば対象となります。
なお、半個室等で十分な換気が出る場合や、排煙対策等のために設置する換気設備は対象となりません。

(問 3-26) 既に設置されている空気調和設備や換気設備を更新する経費は補助対象となりますか。

(答) ○ 単なる設備の更新（老朽化等）に係る費用は対象となりません。ただし、とちまる安心認証の認証基準を満たす換気量を確保するための更新や、レイアウトの変更等に伴い必要と認められるものについては、対象となる場合があります。なお、市場価格と比較して著しく高価な設備については、補助対象外となる場合があります

★④備品購入関係★

(④- 1 機械装置等費関係)

(問 3-27) 他の機能が付いた自動検温サーマルカメラが補助対象となりますか。

(答) ○ 原則として、サーマルカメラ本体又はサーマルカメラ、モニター、スタンドで構成されるもの（消毒液設置台や足踏み式消毒液噴射装置等のオプションを除く。）が補助対象となります。

なお、モニターについては、汎用性があるタブレット端末等は補助対象となりません。

(問 3-28) 不特定多数が出入りする場所ごとに自動検温サーマルカメラを設置するため、サーマルカメラを複数台購入する場合は、補助対象となりますか。

(答) ○ 不特定多数が出入りする場所につき1台サーマルカメラを設置する経費が補助対象となります。

(問 3-29) パーテーションは、どのようなタイプが補助対象となりますか。

(答) ○ 不特定多数が出入りする場所に設置する固定式又は据置きタイプ（空気清浄機等のオプション機能が付属するものを除く。）が補助対象となります。

なお、機械装置等の導入に要するものであっても、建物等に係る工事・取付工事は、備品購入の補助対象にはなりません。

(問 3-30) パーテーションや自動検温サーマルカメラをバスやタクシー等の不特定多数が利用する公共交通機関等に設置する場合は、補助対象となりますか。

(答) ○ パーテーションや自動検温サーマルカメラは、施設に設置することを想定しており、車輦に設置する場合は補助対象となりません。

(問 3-31) 二酸化炭素濃度測定器は、どのような機器が対象となりますか。

(答) ○ 不特定多数が自由に出入りすることができる場所において、二酸化炭素の濃度を測定し換気のタイミングをはかるための機器が対象となります。

(問 3-32) キャッシュレス決済機器は、どのような機器が補助対象となりますか。

(答) ○ POS※レジやクレジットカードリーダーといったキャッシュレス決済機器の導入に係る経費が補助対象となります。

なお、汎用性があるPCやタブレット端末等は、セルフオーダーシステム又はセルフレジではないため、補助対象となりません。

※Point Of Sales の略で、販売時点情報管理の意。

(問 3-33) セルフチェックインとセルフレジが一体となっている機器の補助金額の上限はどのようになりますか。

(答) ○ 原則として、どちらか主たる用途により申請することとなり、上限は100万円となります。

ただし、それぞれの機能に係る見積が分かれて記載されている場合は、セルフチェックインとセルフレジにより申請することができ、上限はそれぞれ100万円となります。

(問 3-34) 各種自動販売機はセルフオーダーシステム又はセルフレジとして補助対象となりますか。

(答) ○ 本補助金において、各種自動販売機は補助対象となりません。

(問 3-35) セルフチェックイン機器は、どのようなものが対象となりますか。

(答) ○ 宿泊施設等のロビー等入口付近に設置し、非対面による事務処理を行うための専用機器が対象となり、汎用性のある PC やタブレット端末等は、補助対象となりません。

(問 3-36) 券売機や整理券発行機は、どのようなものが対象となりますか。

(答) ○ 発券等を行う専用の機器が対象となり、汎用性のある PC やタブレット端末等は、補助対象となりません。

(問 3-37) 空気清浄機は、どのようなものが対象となりますか。

(答) ○ 機種は問いませんが、空気清浄機としての機能を客観的に証明できる機器に限ります。

なお、「感染対策の適切な実施について」(R3. 4. 1 内閣府事務連絡)においては、HEPA フィルタによるろ過式で、かつ、風量が毎分 5 m³程度以上のものを推奨しています。

(④) 2 車両購入関係

(問 3-38) デリバリー又は移動販売の専用車両とは、どのような車両ですか。

(答) ○ 道路運送車両法第 2 条第 2 項に定める「自動車」、同条第 3 項に定める「原動機付自転車」および道路交通法第 63 条第 3 項に定める「普通自転車」で、本体車両価格(税抜き)のみが補助対象となります。

また、デリバリー又は移動販売を行うために後部座席を取り外すなど車内の改造等がなされている事業専用の車両であることが必要であり、汎用性がある車両は補助対象となりません。

(問 3-39) 市販の状態の車両をデリバリー又は移動販売の専用車両に改造する場合は、補助対象となりますか。

(答) ○ 既に改造されているデリバリー又は移動販売専用車を購入する場合の車両購入費が対象となり、改造等をしていない市販の状態での車両の購入費は、汎用性がある車両の購入となるため、補助対象となりません。

また、車両購入費は車両本体を購入するための費用であり、デリバリーや移動販売専門車両を改めて改造する場合の経費は、補助対象となりません。

(問 3-40) 車両購入に係る諸手続やオプションに係る費用は、補助対象になりますか。

(答) ○ 自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・燃料代・電気代、その他オプションや諸経費は補助対象となりません。

(問 3-41) ローンを組んで車両を買ったが、これも補助対象となりますか。

(答) ○ 補助事業の実施期限(令和4年1月17日)までに全部の支払が完了しない場合は、補助対象となりません。

なお、車両の名義は、交付決定を受けた方の名義であることが補助の条件ですので、ローンの返済が終わった後、所有者の名義を変更しておく必要がありますので、ご注意ください。

(問 3-42) 車両を購入・使用する際、特に注意すべきことはありますか。

(答) ○ 基本的な条件として、下記(1)～(4)の事項がありますのでご注意ください。

(1) 車両の名義は、交付決定を受けた方の名義で登録されていること

(2) 購入した車両を資産計上すること

(3) 購入した車両の見やすい位置に判読可能な適正な大きさと、企業名、屋号または当該補助金名のいずれかを表示すること

(4) 車両運行日誌を作成しておくこと

○ 目的外使用(補助事業計画に記載した事業以外への転用、個人または家庭内での利用等)は一切禁止されます。義務違反があった場合には、当該車両購入費は補助対象となりません。

○ 補助事業で購入した車両(税抜き50万円以上)については、一定期間、処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されますので、ご注意ください。

(④-3 外注費関係)

(問 3-43) 補助対象となる EC サイトには、どのような機能が備わっていることが必要ですか。

(答) ○ サイト上に掲載された商品(サービス)を選択し、クレジットカード等による代金の支払い方法を決定した上で、商品を購入(配送まで含む。)できる機能が備わっていることが必要です。

(問 3-44) EC サイトの構築について、既存のホームページに EC サイトを追加した場合は、どの経費が補助対象となりますか。

(答) ○ 新たに EC サイトを構築するために、外部業者に外注する経費(構築、デザイン費用等)が対象となります。

なお、機器については、EC サイト専用パソコンやサーバーであっても、補助対象となりません。

(問 3-45) EC サイトの開設を機に、ホームページのリニューアルを行ったが、どの経費が補助対象となりますか。

(答) ○ EC サイト開設に係る経費が補助対象となります。単なるホームページのリニューアルに係る費用は、補助対象となりません。

(問 3-46) 楽天や Yahoo! (ヤフー) などのインターネットショッピングサイトへの出店に係る経費は、補助対象になりますか。

(答) ○ ショッピングサイト等への出店に係る経費は、補助対象となりません。

★⑤消耗品購入関係★

(問 3-47) どのような消耗品が補助対象となりますか。

- (答) ○ マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、遮蔽用ビニール、アルコール消毒液、使い捨て食器類など、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン (2020 年 5 月 14 日全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会ほか)」等の業種別ガイドラインを踏まえて行う感染症対策に必要な消耗品が対象となります。
- 事務用品やタオル、石けんなどで新型コロナウイルス感染症と直接関係のない消耗品は補助対象外となります。

(問 3-48) すでに消耗品を使用してしまったが、補助対象となりますか。

(答) ○ 領収書やその他の書類により、購入者、購入日、補助対象 (内容等) が明確であることが確認できる場合は対象となります。

4 補助金の変更交付申請について

【注意事項】

（原則として、本補助事業は、補助事業計画申請書に添付した補助対象経費の資料（見積書等）の内容で実施してください。）

（問 4-1）どのような場合に補助金の変更交付申請が必要ですか。

（答）○ 次の①～③に該当する場合には、補助金の変更交付申請が必要です。

- ① 補助事業に要する経費の減少額が 30%を超える場合
- ② 補助事業に要する事業内容・備品区分の相互間の変更額が 30%を超える場合
- ③ 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

○ 相続や法人の会社合併等により、交付決定後に事業者が変更となるなど、交付決定後に何らかの変更が生じた場合には、個別にご相談ください。

（問 4-2）交付申請時の見積事業者と実際の納品事業者が変わってもよいですか。

（答）○ 交付申請時の見積事業者では施工不可などの特別な事情が生じた場合は変更可能です。この場合において、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に補助事業の内容と経費に変更がないことが分かる見積書、納品事業者が変更となった理由書を提出してください。

なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

（問 4-3）交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能ですか。

（答）○ 交付申請時の設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には変更可能です。この場合において、実際に導入する設備についての設備比較証明書が必要となります。加えて、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に設備比較証明書、導入設備が変更となった理由書を提出してください。

なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

5 補助金の実績報告について

(問 5-1) 実績報告書はいつ提出すればよいですか。

- (答) ○ **【通常手続の場合】** 全ての補助事業（施設・設備の復旧整備）が完了し、全ての支払いが終わった日から 30 日以内、又は提出期限の令和 4 年 1 月 17 日のいずれか早い期日までに必ず提出してください。
- 【一括手続の場合】** 補助事業計画申請、補助金交付申請を提出する際に、併せて実績報告書を提出してください。

(問 5-2) 発注書や契約書は全て提出が必要ですか。

- (答) ○ 原則、内容や金額等が明記された契約書の写しを提出していただきます。金額が少額の場合などで書面にて契約を交わしていない場合は、発注書等、内容が分かるものの写しを提出してください。
- ただし、経費の実績を確認するための請求書、領収書等の支払を確認する書類は必要です。
- また、実績報告時には、実績が分かる写真の提出が必要となります。
- EC サイトの構築の場合は、画面をプリントアウトしたものを提出してください。

(問 5-3) 実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われますか。

- (答) ○ 実績報告書の提出時期によって異なりますが、実績報告書を受理し、審査及び完了検査終了後、事業者から提出された補助金請求書を県が受理してから概ね 1 ヶ月程度を要します。